

# 全国食品衛生関係主管課長会議資料

平成25年3月6日（水）

消費者庁

# 食品表示法案(仮称・検討中)の骨格

平成25年2月  
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、  
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

**目的** 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

## 【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

## 【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

## ○基本理念(検討中)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、同法に定める消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

## 食品表示基準

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するため、次の事項を内容とする食品表示基準を策定
  - ① 名称、保存の方法、期限(消費期限及び賞味期限)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
  - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準を策定・変更～財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

## 食品表示基準の遵守

- 食品関連事業者等は食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

## 指示等

- 消費者庁長官(内閣総理大臣)等～食品表示基準に違反した食品関連事業者等に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨の指示
- 消費者庁長官～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 消費者庁長官～消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があるとき、食品の回収等をとるべきこと、又は期間を定めて業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

## 立入検査等

- 違反調査のため必要がある場合には、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

## 内閣総理大臣等に対する申出等

- 食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～消費者庁長官(内閣総理大臣)等に申出  
消費者庁長官(内閣総理大臣)等は、申出があった場合、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 適格消費者団体による差止請求権の規定を設けることを検討中  
(特定商取引法、景品表示法を参考に)

## 権限の委任

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

## 罰則

- 食品表示基準違反(食品を摂取する際の安全性に関する表示事項及び原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

## 附則

- 施行期日～公布の日から2年を越えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から5年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

## (参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施  
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

## 【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い  
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施  
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等